

## 札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第33回）議事概要

### 1 日時

平成26年5月21日（水）午後3時から午後4時55分まで

### 2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

### 3 出席者

（委員）伊藤秀道，岩倉隆夫，奥田正昭，河道前伸子，熊谷純二，坂本英俊，柴山千里  
曾野裕夫，田中貴文，浪田美智枝，長谷川恭弘，矢萩英美（五十音順敬称略）

（説明者）札幌地方裁判所民事首席書記官安達哲也，同刑事首席書記官伊藤伸司，同事務  
局総務課長田中夏樹，同事務局総務課課長補佐後藤俊宏

（庶務）札幌地方裁判所事務局長木村泰博，同事務局次長村上奉文，同事務局総務課課  
長補佐松藤三枝子

### 4 議事トピックス

- (1) 協議に当たり，札幌地方裁判所事務局総務課長から「裁判所における防災対策」について説明しました。
  - (2) 札幌地方裁判所の災害備蓄品を紹介し，見学していただきました。
  - (3) 上記説明に対しての質疑応答，それに引き続き，各組織の防災への取り組み等も御紹介いただきながら，裁判所の防災対策について意見交換しました。
  - (4) 次回委員会は，「民事調停の活用方策，広報について」をテーマとして協議する予定になりました。
- （議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

## 5 議事等

(以下、発言者は、■：委員長，○：委員，□：説明者，△：庶務と表示)

### 【裁判所における防災対策について】

#### (1) 「裁判所における防災対策」

総務課長及び総務課課長補佐から、当庁における、防災対策、災害時の業務継続計画、防災訓練計画等について説明した。

- ただいまの説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。
- 防災訓練は、通常の裁判や調停が行われている日に実施しているのですか。
- 防災訓練は、裁判が行われている午前10時ころに地震が発生したという想定で、午前8時45分ころから訓練を実施しています。
- 入口で入庁者の検査をしている警備員も、訓練の時に何か役割があるのですか。
- これまでの訓練は、警備員を含めていません。
- 免震工事はいつ終了するのですか。
- 現時点では終了時期は定かではありません。
- 一昨年に発生した室蘭の大停電でもそうだったように、電気がなければ仕事にならないところがありますが、この庁舎の自家発電の能力はどれくらいなのでしょう。ガソリンか何かで動くのですか。また、パソコン等は何台くらいつなげるのですか。
- 本庁では、重油を燃料とする非常用自家発電機があります。災害時は、通常より少ない電力使用量を想定しており、本館では10時間くらい、別館では30分くらい使用できるようになっています。パソコン等については、非常用自家発電機に非常用コンセントを設置し、そこにつないで使用できるようになっています。
- 水はどのくらいあるのですか。
- 受水槽に約37トン用意されています。これは、飲用水、雑用水を含めて360人の約3日分です。
- 業務継続計画について、災害時にはスタッフが全員揃わないと仮定して、何パーセントくらいいないことを想定しているのか、また、ある支部にスタッフが全くいない場合、職員を派遣することになると思うのですが、その点はどのようになっていますか。
- これについては、本人や家族の被災、救出活動等もあり、災害直後に参集できる職員は6割程度、全職員が参集できるのはその2週間くらい後と想定しています。また、

被災庁に職員を派遣する場合は、道路状況やライフライン等の全ての状況を確認したうえで、状況に応じて官用車を利用して職員を派遣することなどを考えています。

○ 業務継続計画では、最終的に全員が揃うことを想定していると思うのですが、東日本大震災のような例もあり、業務の優先順位、計画等、少ない人数でいかに回していくかということを決めておけば、混乱が少ないのではないかと思います。

■ 具体的にどの業務から優先していくかということも、現在、検討しているところです。令状発付等の直ちにやらなければならない業務、そして、DV事件等の業務を優先的に行いながら、徐々に環境が整っていく中で通常業務に移行していくという前提で検討を進めています。

(2) 災害備蓄品の見学及び防災応急マニュアル等の閲覧

(3) 協議

■ 他の機関の防災対策も紹介していただきたいと思います。札幌市はいかがでしょう。

○ 防災に対する取組は、札幌市が主体となって行っており、地域との協力、連携という形で進めています。一方で、庁舎内の防災は、どうしても後回しになってしまうようなところもあると思います。例えば、大規模地震発生時には、避難所や災害対策本部をいち早く設置することになりますが、札幌市の職員は、全員、地震があった時の参集場所が決められています。ほとんどの職員は、自宅近くの避難場所、大体は小中学校になりますが、そういった所に集合することになります。私は、職場である市役所の本庁舎が参集場所になるのですが、職場の態勢が非常に薄くなる場所があります。今年度、札幌市も業務継続計画の作成に着手することになっており、災害時にどのような業務が優先し、どのように継続していくかを洗い出して検討していきます。また、庁舎内の防災ということでは、消防計画、防災計画を策定し、マニュアルを作成して、年2回ほど防災訓練を実施しています。来庁者が非常に多いため、来庁者を含めた防災訓練は、なかなか実施しにくい状況にあるため、各フロアごとに、時間を調整しながら実施しています。現在の課題は、来庁者の避難誘導であると思います。個人的な意見ですが、防災訓練はもっと頻繁にできないかと思います。

■ 裁判所も、事件の当事者や傍聴人などの不特定多数の来庁者がおります。中の問題だけではないというところについて、札幌市の取組を参考にさせていただける場所があると思いますが、そういう観点から、今特に問題意識を持っている点はあるか。

○ 帰宅困難者対策に力を入れています。公共施設の避難場所としての一時的な利用、備蓄品の整備、また、何日か経った後に、どのように被災者を誘導していくかという

ことについて、今後、検討していきたいと思います。

- 先日の新聞に、駅前通りに13か所の避難場所を設置したが、自家発電があまり持たないなどといった隘路があるという記事を見ました。
- はい。電気がなくなると情報伝達の手段もかなり限られてきます。
- 他の機関で普段の防災対策について御紹介いただけるところはありますか。大学はどうでしょうか。
- 教員個人としてやっているのは、データのバックアップです。大きな震災等がなくても、日頃から、パソコンがクラッシュしても、重要な研究資料等にアクセスできるようにしています。
- 大きな災害があった場合、データをどのように保全するのかということについて、何か工夫をしていることはありますか。
- 研究所のデータについては、各自が、別の場所に保全しています。また、成績などの個人情報も、バックアップは取っていますが、データが散逸しないように考えていかなければならないところです。防災対策としては、大学で災害対策マニュアルを作っています。また、耐震工事も順次実施しており、大学の事務でも安否確認のカードのようなものを用意しています。避難訓練は行われていません。ハード面では頑張っているのですが、ソフト面が少し追いついていないかと思います。大学病院では、患者さんもいるので、訓練をしています。また、地震や火災だけでなく、台風等の時に大学で問題になるのが、授業を休講にするのか、さらにそれをどのように学生に知らせるかが課題です。オンラインで休講状況が分かるようになっており、平時から学生はいつも使っていると思います。それから、大学は本が多く、書棚が倒れないように神経を使っており、毎月事務の人が各研究室を回って、ちゃんと壁に固定されて倒れないようになっているか、また、避難経路がふさがれていないか等を点検しています。
- 他に、不特定多数の方が集まり、滞留するような機関で何か取っている対策はありますか。
- 防災対策の取組としてやっていることは、先ほどの裁判所の取組と大体同じですが、検察庁は、職員の安否確認に警備会社のシステムを使っており、震度6以上の地震があると、職員に安否確認のメールが自動的に流れ、それに対して必ず応答をすることになっています。大体3か月に1度、突然メールが来て、それに応答しなければ、個別的に注意を受けることになります。
- 職員や関係者の安否確認について、他に工夫をされている機関はありますか。
- 弁護士会でも、東日本大震災の時に事務所が流されたり、また機能不全になった事務所もあったことから、安否報告の訓練として、年に1回、弁護士会から安否確認の

メールが携帯に来ます。携帯にメールが来たら、届いたということで返信することになっています。また、もしも事務所が被災した場合、応援態勢を組むようなシステムを作っております。

- 札幌市でも、それに類したものはありますか。
- 防災情報配信システムというものがあり、一定の震度以上の地震が発生した時に、登録した電話番号、メールアドレスに連絡が行くことになっています。これは職員全員が登録するわけではなく、参集要員または参集する度合いが高い管理職は、必ず登録することになっています。その他の職員は、希望制です。受け取ったという通知をしないと、何度も何度もメールが来ることとなります。安否確認というよりは、参集指示の連絡に近いものです。
- 裁判所でも、安否確認として、本人から決められたアドレスに居場所などの安否を連絡してもらいます。つい先日も安否確認訓練を実施しました。
- 私のところでも、年に1回、安否確認メールが来るようになっています。どこにいても携帯に連絡が来て、それに対して、怪我はないなどの連絡を返すことになっています。
- 先ほど裁判所から説明した防災計画の立て方、また、昨年度、今年度の防災訓練の実施状況等を聞いていただいて、防災対策の計画全体を、どのように立て、どのように遂行すべきかということについて、こういう観点からの検討がないのではないか、考え直した方がいい点など、御意見があれば伺いたいと思います。
- 先ほどの大学の話聞いて気になったのですが、裁判所で優先的に始めていく業務、継続していく業務については決まっているのですが、休講の連絡のように、法廷を開かないという連絡を、どこがどうやって出すのかということが曖昧だったように思います。そのところを明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。
- 裁判に関わってくるので、当該期日を開くか開かないかは、庁としての裁判所が決めることではなく、受訴裁判所、つまり当該事件を担当している裁判官の判断が基本になり、所長の私が全体について、やるのかやらないかということを一律に決めるものではありません。庁舎が潰れてなくなったりすれば、もちろん法廷は開くことができなくなりますが、そうでなければ、個別の事件の進行状況や内容によって、個別に判断していくこととなりますので、一律にこれをどういう形で事前に延期するとかしないとかを決めてしまうことも難しいのではないかと思います。
- どうやって情報を集約し、どのように連絡するか、当事者としては不安があると思います。その日はやらないとしても、2日後の法廷はやるのか、3日後の法廷はどうなのか、悩むのではないかと思います。

- 例えば、地震があつて避難しなければならない時に、書記官または裁判官が、どのように避難誘導するのかなどの対応のマニュアル、例えば7、8階と3階とは違うと思いますが、各場所で、どのような誘導、指示をするかというような対応のマニュアルはあるのでしょうか。
- 防災応急マニュアルでは、それぞれの法廷、書記官室に避難誘導の担当があり、自衛消防組織もあります。そういった者が本部の指示を受け、避難誘導について指示をさせていただくこととなりますが、基本的には本部の方で退去した方がよいかどうか判断し、指示することとなります。
- 各部署でそれぞれ救護班、誘導班等の役割がそれぞれ決まっております。その者が、全体の指示を受けて動くこととなりますが、例えば、東側階段が危ないから使えないということになると、そこを通じて逃げるということができない、そのような庁舎の危険な状態等を踏まえて、最も安全な方法を取って避難していただくこととなります。全体を見通して問題点の所在を把握したうえで、どのように逃げるということを本部から指示していくことになると思います。
- 突然グラグラと来た時どうするかですよね。本部の指示を待つというのではなく、緊急の対応です。法廷が開かれていて、集団訴訟で8階に傍聴人が一杯いるという時にどのようにするか、誰かが声を上げて、こちらの方に逃げてくださいと指示しなければ、多分みんな混乱すると思います。緊急時に避難の指示をする人を置くような態勢を組むのがいいと思います。
- 各法廷の裁判官、または指示を受けた裁判所書記官が、具体的に誘導していくこととなります。法廷外であれば、各フロアの担当、主任書記官等の管理職が誘導していくことになると思います。
- 防災訓練もそういう想定でやっております、書記官や事務官が当事者役をやったり、また、他庁では、裁判員裁判中という設定で、私も裁判員役をやったりしたのですが、まずは裁判官が、すぐに机の下等に隠れるように第一次的な指示を出し、後は、全体の状況や放送等により、こちら側に逃げてくださいというような指示を出すように訓練の中ではやっております。
- 具体的には各部署ごとにやっております、民事の法廷の開廷中、債権者集会の開催中、それから調停実施中といったような想定をしたうえで、それぞれの部署で個別にその手続の主宰者からの指示のもとに動くということで実施しています。
- 先ほど裁判所から御説明いただいたのは、裁判所の職員の方の防災訓練のことですが、私ども非常勤職員の場合も、例えば調停中に地震が起こった場合、訓練を受けた時は指示を受けて机の下に隠れたりしましたが、自分の身の安全よりも当事者の方を

先にということになった時に、私ども非常勤もマニュアルをよく読むとか、もう少し非常勤を職員のアシスタントに使うなど、大変大きな災害が起きた時の、来庁者の身の安全を確保するためには必要かなと思いました。いろいろな情報を私どもは分かっておりませんので、訓練を大規模にして、もう少し非常勤も訓練ができるようにしていただければいいのではないかと思います。

■ 数名の調停委員の方には防災訓練に参加していただき、現場で実際に訓練に関わっていただいたんですが、まだ参加していただく調停委員がごく限られております。また、調停委員全員にすべての情報を伝えているかという点、そこまでは広がっていないと思いますので、今後その点も含めて検討していきたいと思います。それとともに、今後、調停委員の方にも、裁判所の職員に準じる形でサポートしていただくということも、考えていかなければならないと思います。どのような形で関わっていただくことになるかという点をもう少し詰めていきたいと思います。調停委員以外にも、参与員、司法委員等、裁判所の関係で一緒に働いていただいている方たちとも、どのように連携を図って行くか考えていきたいと思います。また、関連して、先日実施した訓練では、被告人の押送を担当している刑務所や拘置所の職員にも参加していただき、どういう形で被告人を誘導し、身の安全を守るか、また、被告人の逃亡防止をどうするかという観点で一緒に訓練をさせていただきました。今後更に、関連する方や外部機関との連携をいかに図っていくか、具体的に検討していかなければならないところです。

- いろいろと防災の設備がありますが、実際災害が起きた時に、裁判所は、一般の方の避難所という役割を担うことはあるのでしょうか。
- 災害時は、裁判所の業務を遂行することが第一の目的となります。ただ、ある程度建物の安全が確保されているとか、職員が参集できて、業務が継続できるような状態であれば、避難所というより、避難してきた方を受け入れるような形で対応することも考えられます。また、地域によって、津波が押し寄せるような地域であれば、津波が起きた時の避難場所として、裁判所の建物自体を指定するという方法もあるでしょうし、札幌でも裁判所の庁舎を避難場所として利用するという話が出てくる可能性はあるかもしれません。
- 避難所になったとすると、記録など、裁判所としては大事なものがいろいろあると思うのですが、保全はされるのですか。
- 実際に災害が発生した場合に、裁判所内のセキュリティをどれくらいまで高めることができるかというのは、なかなか難しい話ではありますが、やはり重要なデータ、記録等については、ロッカー等で施錠をして管理するなど、しっかり保全をしていく

ことになると思います。

- 災害時の裁判所は、避難所を開設して不特定多数の方をどんどん受け入れるということは考えておりません。身辺の状況で進退極まり、何とか助けてほしいという方がいらっしゃった場合に、それを受け入れることができる態勢は作ろうということで、身の安全を確保するために、一定の範囲内で特定の部屋を用意するということは考えられるところかと思いますが、長期間滞留して常時寝食をともにするような形で受け入れるということになると、少し話は違ってくると思います。

防災訓練に関連して、職員等に防災意識をどうやって植えつけていくのか、実際に災害が起こることはないだろうというような考えもあり、震災があまりないような地域では、意識が弱くなる場所もあると思います。札幌では、一定程度大きな地震が起こることも想定されていることから、防災意識を高め、維持していくための工夫について、何か御示唆いただけることはありますか。

- なかなか難しいところです。区役所の職員は、大規模な防災訓練をやりますので、意識啓発の機会や訓練に参加する機会もありますが、それ以外の職員については、本当に地道な取組を行っています。防災訓練の最後に所属の長からの動機付け等を行ったり、また、庁内のイントラネットを利用して、危機管理対策室から、定期的に参考になる情報等を提供しています。また、札幌市では、出前研修を行っており、その中で防災に関する研修を1つ設けており、希望する職場に防災関係の担当職員が出向いて講座を行うという取組もあります。ただ、本人がそこに参加したり、イントラネットで見たりしなければ情報はなかなか得られないものですから、意識付けというところが一番の課題だと思います。

- 他の組織はいかがでしょうか。報道機関は、国民に対してそのような心構えについて訴えかけていくと思うのですが、何かいい方法はないでしょうか。

- 防災マニュアルや安否確認というものは当然用意されているのですが、その一方で、放送事業の継続、つまり地震や津波の情報を素早く放送を通じて視聴者に知らせなければならぬため、事業確保に向けた準備を十分にしなさいという動き方をしています。放送回線の確保等が問題になりますが、札幌の民放局のキー局は、大方東京にあり、南海トラフ地震などの大規模地震により、東京のキー局に何かあった場合、どこを準キー局にしてテレビ放送を継続していくかということで、うちの系列局では、年に1回、大阪をキー局にして、中継車の電波を大阪に飛ばし、大阪から各地の系列の放送局に映像を流してそこで番組を作るということを、ここ3年くらいやっています。実際にこのような訓練を実施すると、職員の防災意識については、だんだんこういうものなのかという構えというものもできています。また、それに合わせて、

札幌では、番組の途中で地震のニュースが入るという訓練をやっているという訓練をある程度常態化して、頻繁にやらないと、なかなか意識というのは湧かないのだと思います。一般の市民に1か月に1回防災訓練をやれと言っても無理だとは思いますが、もう少し小さいものでも、訓練のようなものを頻繁にやっていくことが重要だと思います。

■ 回数と継続ということですね。裁判所の中でも部署ごとにそれぞれ時期を変えてやれば、年中何かをやっている、場所が違うので負担としてはそれほど大きくないということが考えられるかもしれません。

○ 前回の委員会で研修をテーマに話をしましたが、若い方に防災意識を持ってもらうために、研修の一環として話し合ってもらえるのも一つの手かだと思います。

○ 報道機関では、大震災の風化うんぬんと言いながら、自分自身の防災ということになると、必ずしも意識が十分ではないところがあるのは確かです。大震災が起きた当時は、こういうことは当然起こるものだと思っていたのが、まさに風化したというか、2、3年経って色あせてしまったところもあると思います。記者が被災地に行き、被災地の状況を目の当たりにすると、改めて3年前のことを思い出すところもあるので、それで研修等のような形でもやっていくのがいいと思います。

■ 前任庁で、札幌市消防局から東北の被災地に派遣されて活動した方を講師に招いて、映像を見ながらその方のお話を聞いたことがあります。津波が起これば、人のことは構わずにみんなそれぞれに逃げなさいという「津波てんでんこ」という言葉を紹介していただき、強く印象に残りました。実際にそのような体験をされた方の話を聞いて、それを研修等の機会で伝えるという方法もあると思います。

それでは、実際に大きな地震が起こった直後に、来庁している関係者や傍聴人の身の安全を確保する方法ということで、先ほどいくつか紹介させていただいたのですが、こういう観点からはどうなっているのか、もう少し準備をする必要があるのではないかという点について、御指摘いただけることはあるでしょうか。

○ 東日本大震災を経験した知り合いがいて、仕事で帰らせたんですが、職員を帰らせないということをしたようです。近所で歩いて帰れる方はいいんですけど、遠い人は無理に帰らなくてもいい、職場に泊まってくださいという形です。時間帯によっては、職員をそのまま留めさせるような工夫や、あるいは、ホテルに泊まるためにお金を与えたという企業もありました。職場で帰宅困難者を出さないようにする、そしてその時間問題なのは、家族のことがやはり心配ですので、連絡を取れるように配慮もした方がいいと思います。

■ 宿泊の関係では特に設備があるわけではないので、毛布などを活用してということ

になると思います。毛布はどのくらい準備がありますか。

- 少なくとも700枚以上は用意しています。
- 冬場は1枚では足りないこともあります。相応の数は用意しています。
- 臨時で派遣されていた庁での話ですが、集中豪雨のため、駅まで来たところで帰れなくなりました。しょうがないので駅のコンコースで一晩明かそうと思っていたら、たまたま知り合いが拾ってくれて無事に帰れました。次の日に行く予定になっていたもう1つの庁では、災害で交通が不通になった段階で、支部長と幹部職員がそのまま宿直室に泊まって様子を見て、翌朝私のところに支部長から電話で、今日は開庁できないからそのまま家にいるか本庁の方に行くよう連絡が来たことがあります。支部等では適宜宿直室があるところはそのを利用して、一部の幹部職員が集まったり、帰宅困難の職員がそのまま泊まるなどそういう対応ができるのではないかと思います。
- 避難者や職員が泊まる場合、暖房はどのようになっているのですか。
- 災害備蓄品としての整備ではありませんが、裁判所では、補助暖房として、ストーブも用意していますし、使い捨てカイロについても相当の数を備蓄しておりますので、そういうものを使用して寒さをしのぐことになると思います。
- 大震災の時も、寒いということがよく言われていたと思うのですが、補助暖房というのは電気ストーブではないんですね。
- 灯油のストーブです。
- 電気が使えない場合もあるということですね。新聞に掲載された札幌市の防災に関する特集記事でも、公共施設や地下街が停電すると、自家発電は4、5時間程度しか持たず、暖房が取れなくなるだけでなく、照明やトイレも使えなくなるなど、課題がたくさんあると紹介されています。
- アルミ毛布という、暖を取る専用の毛布も用意しております。これについては300枚程度を用意しており、これを羽織りながらという工夫も考えています。
- 私は実際に仙台で地震に遭いましたが、ガソリンがなくなって移動できないことが一番困りました。灯油ストーブは灯油がないため日数が限られましたが、意外と電気は復旧が早く、2日目か3日目に復旧したため、かえって電気の方が大丈夫と感じました。ちなみにガスは約1か月半の間、使えませんでした。そういう面では、一番電気が使えていたと思います。
- 当時仙台でまさに被災されたわけですね。
- 電気がないと情報が全く入ってこないんですね。テレビも何も点けられなくて、結局ラジオをずっと聴いていたんですが、津波が発生していることが全く分からなくて、2日目くらいにやっとテレビが点いて分かりました。建物は意外と強くて、仙台

市内も大きく揺れたんですが、1か所だけビルが立入禁止になった以外は、普通に生活ができました。また、食べ物が大変で、2日くらいで食べ物がなくなり、あとは白米を食べているという感じでしたので、そういう面からいうと、普段準備をしていますが、これで十分だというのはなかなか難しいというのが実感です。

- 進行中の訴訟記録等は、通常ロッカーにしまうんですが、どこかの裁判所で、事件記録が水に浸かって使えなくなり、代理人からいろいろと集めて記録を再製したというような話を聞いたことがあります。管内の水害が発生しそうな裁判所が水に浸かった場合、事件記録をどうするかというような対策は取られているのでしょうか。
- 具体的な枠組みができていないというわけではありませんが、保管する場所を上階、例えば苫小牧支部なら5階建てで、津波の高さは最大で2メートルくらいですので、3階以上であれば安全と言われてますので、そこに訴訟記録等を保管あるいは移動することになると思われまます。
- 以前勤務していた支部で、私が着任する何年か前に実際に水害に遭っておりまして、1階部分が水没しました。庁舎の壁に、ここまで水が来たという線が残ってました。そこでは事件記録を1階に保管してましたので、水害が来ることになり、職員が上の方に上げました。その時近隣の平家建てのお宅の方々が、水害が来そうなので2階のある裁判所に避難させてほしいということで、一時的な避難を受け入れてましたら、職員が運び上げているのを見て、避難しているみなさんがお手伝いしてくれて、めぼしいものは全て助かったということがありました。
- 情報をしっかり取って、ゆとりがあればそういう形になるでしょうし、急に来た場合はおそらく間に合わないので、しっかり施錠して保全することになるかと思えます。

これに関連して、災害時における裁判所の役割として、先ほど、近隣住民を一定程度受け入れることも考えられるという話もありましたが、ほかに、緊急時に裁判所として期待される役割について、何か御指摘いただけることはあるでしょうか。それから、災害時の対応のために、日ごろから他の裁判所やいろいろな機関との連携を取ることが大事だと思うのですが、何か意識しておいた方がいいような事柄はありますでしょうか。

- 裁判所ですと、裁判官の方が全国に転勤していると思うのですが、ある一定の時期にある裁判所のスタッフが足りなくなると、他の裁判所から、一時的に来ていただくということもあるのでしょうか。
- ないわけではないです。
- そういった関係の情報を日頃から交換しておきますと、すぐに通常業務に移りやす

いのではないのでしょうか。

- 裁判所の内部で、お互いの庁の実情を把握しておくということですね。
- 緊急時にスタッフを一時的にでも移動するという事は普段からもやってらっしゃるのでしょうか。
- 普段、そこまでやらなければならない事態は滅多にないのですが、特定の事件の件数が急に増えて、処理が大変だということになると、一時的に他の裁判所から職務代行のような形で手伝いに来てもらうということもあり得ることです。
- 阪神大震災の時も、東日本大震災の時も、通常業務以上に仕事が増えてしまうので、地方自治体では、他の自治体から人を派遣してもらうということを行って何とか業務を継続していったという経緯がありますので、似たようなことを行っているのかと思います。
- それは当然考える余地があると思います。災害時には、裁判所も機動的に連絡を取って、業務が滞らないよう、適切な人員配置を求めていきたいと思っています。  
業務継続計画の中では、令状事件やDV事件といった緊急性の高い事件から順に業務を始めていくことを中心に考えていますが、みなさん方の御意見として、早急に再開すべき事件とか、こういう順序で始めていくのがいいというようなことはございますか。
- 優先度の高いとか低いとかあるのですか。
- 急ぐ必要のない事件というのはもちろんないのですが、低いというのは、相対的なものとして、より緊急度の高いものをまず手を付けなければならないという意味です。
- 例えば、民事事件はどうですか。
- 身柄の期限が迫って、この日までに処理できなければ起訴が決められないというようなものは、やはり緊急度が高いわけですから、通常の民事訴訟事件などと比べた場合、どちらを先にと言われると、自ずと軽重が出てくるということだと思っています。時間の経過に伴い、人的な態勢が整い、施設も十分稼働していける状態になれば、通常業務に戻して行けるのですが、大規模災害時には、限られた資源を有効に活用して、特に緊急度の高い事件をまず処理するということになります。
- 訴状の受理自体は、優先的にやるのでしょうか。
- 時効の中断等の問題もあります。時効期間が経過してしまうということであれば、当然今受理しなければならないことになりますので、その点は、当然配慮することになります。
- 本当に大きなことになって、当事者の方が避難所にいらっしゃる場合、どのように

連絡をつけるのでしょうか。

- 難しい問題だと思います。現実には相手の連絡先が分からなければ裁判所から連絡ができないわけで、通常、取れる範囲で連絡を取れるよう努力するとしかおそらく言いようがないのかと思います。取りあえず裁判所の持っている事件情報を頼りに、最も連絡が取れる可能性の高いところから連絡を試みるという以上は難しいと思います。

また、当裁判所管内にも、支部や簡裁もあるのですが、地方の裁判所における問題、支部や出先機関の防災対策をどうするかということで参考になることはあるでしょうか。

- てん補に行く必要のある支部で、交通が途絶えて裁判官がいらっしゃらない場合、勾留請求等はどうするのでしょうか。
- 具体的な場面になってみないとなかなか分かりませんが、処理せざるを得ないので、何としてでも裁判官を派遣することになると思います。
- 大震災の時のようなことが発生すると、なかなか難しいのかと思います。
- 本日は、防災対策をテーマに、いろいろな角度から、たくさんの御意見をいただきました。今日お話した中でも、早速検討しなければならない問題もあります。みなさんからいただいた意見については、今後の防災対策に反映していけるよう、努力して参ります。やはり大事なことは、来庁者の安全を素早く確保できるかということであり、その観点から、引き続き検討を進めた上で、安全な裁判所となるよう、努力していきます。

本日はありがとうございました。

#### (4) 次回のテーマについて

今回は、「民事調停の活用方策、広報について」というテーマで、民事調停をもっと活用できないか、また、その趣旨を知ってもらうための工夫という観点から議論していただきたいと思います。

#### (5) 次回の予定について

今回は、平成26年11月25日（火）午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。